

## 臓器提供意思表示欄保護シール付きリーフレット印刷業務 仕様書

### ●作成部数

25,000部

### ●リーフレットの仕様

判 型	A4判（内三つ折）
色 数	両面カラー（4色）
紙 質	マットコート 90.0kg（四六判）
印 刷	オフセット印刷（4色印刷）
レイアウト	別添「臓器提供意思表示欄保護シール付リーフレット」のとおり。 なお、被保険者証の裏面については、作成時に提供する。
シールの印刷 文字の色	黒
シールのタイプ	目隠しシール（記載した内容を一旦本シールで見えないよう保護するが、その後シールをはがしたいときにきれいにはく離でき、薄い透明フィルムが1枚残るタイプで再接着できないこと。）
シールの台紙	シールがはがしやすい仕様であること。（シール台紙の裏面全体がリーフレットに貼付される仕上がりとし、台紙とリーフレットが一体化したものとする。）
シールの印字 文字面の色	白
シールの大きさ	横 86mm×縦 54mm（角丸仕上げ）
校 正	5回（うち色校正1回）までとする。

### ●納品場所

別紙1 納品先一覧のとおり

### ●納品期限

令和6年5月31日（金）

### ●その他

- ① 本業務は、帳票類印刷から成果品を納品するまでを一括して発注するものとする。
- ② 成果品の納品に伴う費用は、受注者が負担するものとする。
- ③ 受注者は、本仕様書内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、広域連合と協議の上、業務を遂行するものとする。
- ④ 製品作成について特許等がある場合は、受注者がその責任を負うものとする。
- ⑤ 納入期限より前にテスト品の納品を必要とし、不備があった場合は合格までテストを行うものとする。なお、これに伴う費用は受注者が負担するものとする。

臓器提供意思表示欄保護シール付リーフレット

後期高齢者医療被保険者証への記入により  
**「臓器提供に関する意思表示  
 (提供する・提供しない)」**ができます。

裏面に意思表示の方法を説明していますので、意思表示を希望される方はご覧ください。

臓器移植に関する法律により、被保険者証の裏面に  
**「臓器提供に関する意思表示欄」**が設けられています。

- 臓器を（提供する・提供しない）ことの意味表示ができます。
  - 臓器を提供する意思表示に併せて、親族への提供を優先することについても意思表示ができます。
- ※ 意思表示の記入を強制するものではありません。記入は任意です。  
 意思表示の有無によって、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

### 臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた方からの臓器提供による移植があります。

移植に用いられる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球(角膜)です。日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万5千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くられています。

日本で事故や病気で亡くなる方は年間およそ140万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

臓器移植に関する  
 ご質問・お問い合わせ先

(公社)日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル  
**0120-78-1069**  
 (平日9:00~17:30)

ホームページ  
<http://www.jotnw.or.jp>

被保険者証等についてのお問い合わせは、お住まいの市町村の後期  
 高齢者医療担当窓口又は、青森県後期高齢者医療広域連合まで

青森県後期高齢者医療広域連合 〒030-0801 青森県青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階  
 TEL 017-721-3821 FAX 017-723-1401  
 E-MAIL aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp  
 ホームページ <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>

(裏面)

## 1 臓器提供意思表示欄(被保険者証の裏面)の書き方

意思表示の記入を強制するものではありません。記入は任意です。意思表示を希望される方のみご記入ください。

●ボールペン等の消えないペンでご記入ください。

### ①意思の選択

1～3のうち自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

●脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも臓器を提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。

●脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後に限り臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)

●臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。(④へ)

### ②提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

●提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：

心臓・肺・肝臓・腎臓・  
脾臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：

腎臓・脾臓・眼球

### 被保険者証の裏面

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この証を渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。  
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

(特記欄：)

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

### ③特記欄への記載

●組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚・心臓弁・血管・骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

●親族優先の意思について

親族に優先して臓器提供をしたい場合は、「親族優先」と記入できます。

### ④本人署名・家族署名

●意思表示の年月日及び氏名をご本人が自筆で記入してください。

●可能であれば、意思表示をしていることを知っているご家族も、そのことの確認のために署名してください。

## 2 臓器提供意思表示欄保護シールの貼り方

意思表示した内容について、他人に知られたくないという方のために、意思表示欄の保護シールを用意しております。

必要に応じてご利用ください。

●臓器提供意思表示欄の記入が済んだら、右の「臓器提供意思表示欄保護シール」を被保険者証の裏面に貼り付けてください。

●被保険者証の角にあわせて貼り、念のためしっかり押さえてください。

●このシールは、一度はがすと貼り直すことができませんので、ご注意ください。

### 臓器提供意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けることができます。

このシールは、一度はがすと貼り直すことができません。

## 【別紙1】

## 納品先及び部数一覧

品名:臓器提供意思表示欄保護シール付きリーフレット

No.	市町村名	郵便番号	住 所	担当課	納品部数
1	青森市	〒030-0801	青森市新町一丁目3-7 駅前庁舎	国保医療年金課	5,200
2	弘前市	〒036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	国保年金課	3,200
3	八戸市	〒031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	国保年金課	4,000
4	黒石市	〒036-0396	黒石市大字市ノ町1-1	国保年金課	600
5	五所川原市	〒037-8686	五所川原市市布屋町4-1番地1	国保年金課	900
6	十和田市	〒034-8615	十和田市西十二番町6番1号	国保年金課	1,500
7	三沢市	〒033-8666	三沢市桜町一丁目1番地3-8号	国保年金課	600
8	むつ市	〒035-8686	むつ市中央一丁目8番1号	国保年金課	1,100
9	つがる市	〒038-3192	つがる市木造若緑6-1-1	国保年金課	600
10	平川市	〒036-0104	平川市柏木町藤山2-5-6	税務課	600
11	平内町	〒039-3393	東津軽郡平内町大字小湊字小湊6-3	健康増進課	300
12	今別町	〒030-1502	東津軽郡今別町大字今別字今別1-6-7	町民福祉課	100
13	蓬田村	〒030-1211	東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	住民課	100
14	外ヶ浜町	〒030-1393	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋4-4-2	住民課	200
15	鯹ヶ沢町	〒038-2792	西津軽郡鯹ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸3-2-1番地	ほけん福祉課	200
16	深浦町	〒038-2324	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢8-4-2	福祉課	200
17	西目屋村	〒036-1492	中津軽郡西目屋村大字田代字神田5-7	住民課	50
18	藤崎町	〒038-3803	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地	住民課	300
19	大鰐町	〒038-0211	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	住民生活課	250
20	田舎館村	〒038-1113	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻1-2-3-1	住民課	200
21	板柳町	〒038-3692	北津軽郡板柳町大字板柳字土井2-3-9-3	健康推進課	300
22	鶴田町	〒038-3595	北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬2-0-0番地1	子ども健康課	200
23	中泊町	〒037-0392	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂2-0-9番地	町民課	250
24	野辺地町	〒039-3131	上北郡野辺地町字野辺地1-2-3-1	町民課	300
25	七戸町	〒039-2792	上北郡七戸町字森ノ上1-3-1-4	町民課	350
26	六戸町	〒039-2392	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地6-0	町民課	200
27	横浜町	〒039-4145	上北郡横浜町字寺下3-5番地	町民課	100
28	東北町	〒039-2492	上北郡東北町上北南四丁目3-2-4-8-4	町民課	400
29	六ヶ所村	〒039-3212	上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附4-7-5	健康課	200
30	おいらせ町	〒039-2192	上北郡おいらせ町中下田1-3-5-2	町民課	400
31	大間町	〒039-4601	下北郡大間町大字大間字奥戸下道2-0番地4	健康づくり推進課	100
32	東通村	〒039-4292	下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地3-4	税務課	150
33	風間浦村	〒039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目2-8-5	税務国保課	100
34	佐井村	〒039-4711	下北郡佐井村大字佐井字糠森2-0	住民生活課	50
35	三戸町	〒039-0198	三戸郡三戸町大字在府小路町4-3	健康推進課	200
36	五戸町	〒039-1513	三戸郡五戸町字古館2-1番地1	住民課	300
37	田子町	〒039-0292	三戸郡田子町大字田子字天神堂平8-1	住民課	100
38	南部町	〒039-0595	三戸郡南部町大字下名久井字白山9-1-1	健康こども課	400
39	階上町	〒039-1201	三戸郡階上町大字道仏字天当平1-8-7	すこやか健康課	300
40	新郷村	〒039-1801	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前1-0	住民課	100
	広域連合	〒030-0801	青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階	業務課	300
計					25,000